

●香川県告示第292号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成26年8月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁業の種類 第二種区画漁業
- (2) 漁業の名称 魚類養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。

2 制限又は条件

- (1) ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年4月末日までに、その年度の養殖計画及び前年度の養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 水利関係者との同意事項を厳守し、協調の上操業しなければならない。

3 免許予定日 平成26年11月1日

4 免許の存続期間 平成26年11月1日から平成31年3月31日まで

5 地元地区 別表のとおりとする。

6 免許申請期間 平成26年9月25日8時30分から同月26日17時まで

別表

計画番号	漁場の位置	漁場の区域(池名)	地元地区
1	高松市前田西町656番地	額池	高松市
2	高松市寺井町995番地・香川町2427番地	行寺池	高松市
3	三豊市仁尾町仁尾北草木丙1205番地	吉池	三豊市
4	三豊市山本町辻2799番地	国吉池	三豊市
5	三豊市山本町辻2488番地1	宮池	三豊市